

第2章

教員・保護者・地域研修プログラム

1 保護者用研修プログラムの概要

いじめ問題については、保護者のみなさんがいじめの定義や認知のとらえ方、学校の対応等、いじめに関する基本的な内容について理解し、学校と連携しながらいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。保護者用研修プログラムでは、いじめ問題に関して理解しておくべき内容を示していますので、PTA 研修や保護者会等で活用してください。

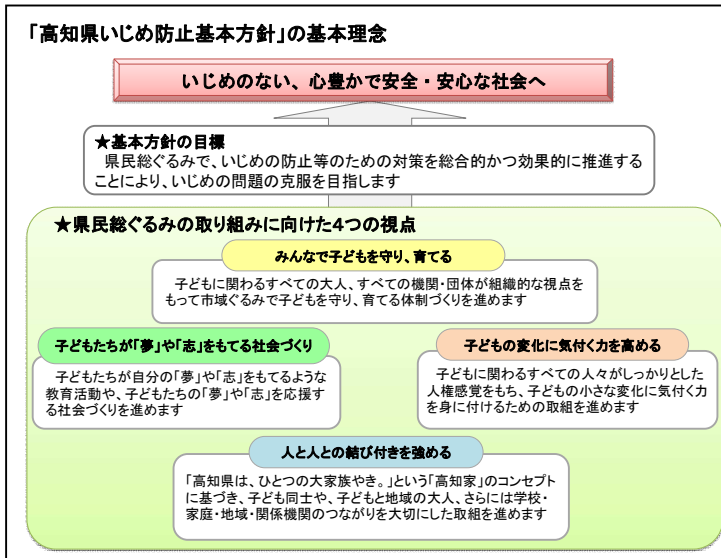
プログラムの項目・ねらい・内容	
(1) いじめ問題に関する基本的な内容	<p>いじめの定義</p> <p>いじめの事例を踏まえて、いじめ防止対策推進法に示されているいじめの定義について理解する。</p> <p>※教職員研修プログラムの【いじめの定義】(P. 35)を参照してください。</p>
	<p>いじめの認知</p> <p>いじめの認知についての考え方や、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得ることを理解する。</p> <p>※教職員研修の【いじめの認知】(P. 35)を参照してください。</p>
	<p>いじめの構造</p> <p>いじめの構造や、いじめをなくすためには仲裁者をつくることが大切であることを理解する。</p> <p>※教職員研修の【いじめの構造】(P. 36)を参照してください。</p>
	<p>県民総ぐるみの取組</p> <p>県民総ぐるみでいじめ問題へ取り組むことについて理解する。</p> <p>○「高知県いじめ防止基本方針」について</p> <p>○学校でいじめをなくすための取組と「学校いじめ防止基本方針」</p>
	<p>家庭でできること</p> <p>子どもの変化への気付きや家庭と地域との連携等、いじめ防止等のために家庭でできる取組について理解する。</p> <p>○家庭でいじめ防止等のためにできること</p> <p>○学校と家庭の連携</p> <p>○学校と地域の連携</p> <p>○できることを考えよう</p> <p>○まずは、大人が振り返ってみましょう</p>
	<p>子どもの様子がおかしいな、変だな・・・と思ったら(保護者編)</p> <p>子どもの様子を見る場面や視点(チェックしてみよう)</p>

保護者用研修プログラム

(1) いじめ問題に関する基本的な内容

県民総ぐるみの取組

○ 「高知県いじめ防止基本方針」について



いじめ防止対策推進法をもとに策定したのが「高知県いじめ防止基本方針」です。この基本方針では、県民総ぐるみでいじめの問題に取り組むため、「①子どもの変化に気付く力を高める」、「②子どもたちが『夢』や『志』をもてる社会づくり」、「③人と人の結び付きを強める」、「④みんなで子どもを守り、育む」という4つの視点を基本理念としています。

また、いじめは、子どもだけの問題ではなく、大人社会の暴力やパワハラ、体罰等と同様の社会問題です。県民一人一人が自らの問題として行動していきましょう。

○ 学校でいじめをなくすための取組と「学校いじめ防止基本方針」

いじめ防止対策推進法に基づいて策定された「学校いじめ防止基本方針」が、すべての学校にあります。

この基本方針は、学校がいじめ防止等の取組を実施する内容になっていますが、保護者や地域の方にも内容を理解してもらい、学校と連携していじめ予防等の取組を進めるためのものでもあります。

お子さんの通っている学校の「いじめ防止基本方針」をご覧ください。

学校いじめ防止基本方針

学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定めたもの
(すべての学校で策定されている)

学校いじめ防止基本方針に示す例として、以下のような項目があります。

学校の教育活動全体を通じていじめ防止等についての取組、いじめを許さない環境づくりを進める等の未然防止に関する事、アンケートや教育相談等の早期発見や予防に関する事、いじめを受けた子どもを守り通す解消・支援に関する事、学校の取組の見直し等のチェック・改善に関する事等が、学校の実態に合わせて作成されています。

学校いじめ防止基本方針が示す具体例

【未然防止】

- ◆管理職のリーダーシップのもと、「学校いじめ対策組織」が中核となり、組織的で実効的な取組を進めます。
- ◆学校の教育活動全体を通じていじめの防止等についての多様な取組を、体系的・計画的に行い、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを進めます。
 - ・子どもが主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりによる自尊感情や豊かな人間性を育む教育
 - ・人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ教育

・インターネットを適切に活用する能力を育成する情報モラル教育 等

【早期対応】

- ◆定期的なアンケート調査や教育相談等を実施し、いじめの早期発見に取り組みます。
- ◆いじめについての情報は、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、組織的対応につなげます。
- ◆いじめを受けた子どもを守り通すとともに、いじめた子どもに対して毅然とした指導を行います。

【指導・支援】

- ◆単に謝罪をもって解消とはせず、保護者や関係機関等と連携して支援を継続し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止します。

【チェック・改善】

- ◆「学校いじめ防止基本方針」は、子ども・保護者・地域住民・関係機関等の意見も取り入れつつ、組織で点検・見直しを行い、PDCAサイクルを実行します。

家庭でできること

○ 家庭でいじめ防止等のためにできること

いじめ防止対策推進法では、第9条において、保護者の責務が示されています。規範意識や他者への思いやり等を養う関わりを家庭で行うことが、子どもがいじめをしないことにつながります。

また、子どもの話を最後まで聞く等、子どもの心に寄り添ったり、子どもと一緒に過ごす時間をつくり、よいところをほめたり、個性や特性を認めたりし、子どもが自信をもてるように接することも大切です。

近年、子ども同士のインターネットでのトラブルも多いことから、インターネットの利用ルールについて、子どもと話し合い、子どもが適切にインターネットを利用できるようにしましょう。

【保護者の責務】

(いじめ防止対策推進法第9条)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童に対し、規範意識を養うための指導そのほかの必要な指導を行うよう努めることとする。

【家庭】自己肯定感が感じられるような子どもの居場所をつくりましょう

- ◆子どもの話を最後までじっくり聞き、子どもの心に寄り添いましょう。
- ◆子どもと一緒に過ごす時間をつくり、子どもを認めたり、よいところをほめたりしましょう。
- ◆子どもの個性や特性を認め、自分に自信をもてるように接しましょう。
- ◆インターネット利用に関するルールについて、子どもと話し合いましょう。

○ 学校と家庭の連携

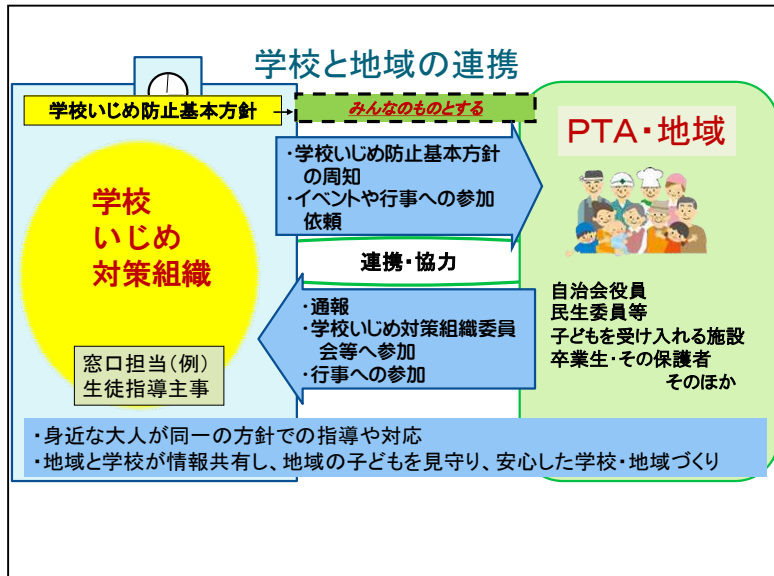
子どもは、長い時間を学校で過ごしていますので、いじめ問題に直面するその多くは学校と考えられます。学校はすべての教職員でいじめの早期発見・認知・対策・改善と動いています。そこに保護者の理解や協力、連携が伴えば早期解決につながります。そのため、普段から学校のいじめ防止等の取組を理解するとともに、学校の行事等に参加したり協力したりして学校との関係を築いていくことは、子どもが充実した学校生活を送るうえで重要です。

○ 学校と地域の連携

保護者のみなさんも地域の一員です。お子さんと同じ学校に通う子どもたちにも目を向け、挨拶をしたり声をかけたりしていただくと、子どもは自分の居場所を感じ、安心して学校生活が送れるようになります。

【地域の取組】

- ◆地域の行事やボランティア活動などを積極的に行い、地域の子どもの関わりをつくりましょう。
- ◆子どもたちのがんばりを励ますとともに、礼儀や社会のルールをきちんと学ばせましょう。
- ◆いじめを発見し、又はいじめの疑いを感じたら、学校、関係機関等に連絡しましょう。



学校は、イベントや行事の案内、学校いじめ基本方針の周知を地域の方へ行っています。また、地域での見守りの協力もお願いしていると思います。

地域は、学校で開催されるイベントや会への参加や、学校と連携をしながら子どもたちの見守りをし、いじめや虐待等の疑いがあったら学校・市町村や児童相談所等に連絡していただいています。

いじめ防止等の取組は、地域とつながることで子どもたちの見守りが強化できると考えます。

○ できることを考えよう【一歩前へ！】

「子どもが安心して学校や家庭で過ごせるために」今からできることを考えてみましょう。

【考える視点】

- ・学校のいじめ防止等の取組のために自分にできることは？
- ・子どもにとって学校が安心した場所になるために自分にできることは？
- ・学校の行事や教育活動に参加できることは？

(取組例)

- ・地域の子どもに挨拶をする。
- ・1日に1回は子どもと話す時間を設ける。
- ・ほめる言葉や認める言葉をかける。
- ・参観授業や学校の行事に参加する。

○ まずは、大人が振り返ってみましょう

- ・家庭で先生や他の人の悪口を話していませんか？
- ・家族の話や子どもの話を聞いていますか？
- ・「うちの子にかぎって」と思って判断していませんか？

高知家のすべての大人は（「高知家」の子どもたちがいじめで苦しむことのない社会づくり宣言）

- 一 あなたの手本となるよう、自らを見つめ直し、あなたから信頼される大人になります。
- 一 あなたの「自分や他の人を大切にする」あたたかな心や「いじめは絶対に許されない」という強い心を育みます。
- 一 普段からあなたに寄り添い、心の変化やSOSにいち早く気付くことができるよう見守ります。
- 一 いじめられたあなたを全力で守ります。また、いじめてしまったあなたに「いじめは絶対に許されない」ことを伝え、いじめを繰り返さないよう支えます。
- 一 あなたが私たちにとってかけがえのない存在であることを伝え続けます。

次のページには、保護者の方が子どもの変化に気づくことができるように、子どもの様子を見る場面や視点（チェックリスト）を示しています。その中に書かれているような変化を見たり聞いたりしたら、お子さんは「いじめ」に遭っているかもしれません。いじめに関わっているときは、あまり正直に話したがりません。また、いじめている子どもにも変化があります。そうした変化は不安定な状態を表していますので、担任の先生など、学校に相談し、情報を共有しておくとういでしょう。

子どもの様子がおかしいな、変だな・・・と思ったら（保護者編）

子どもの様子を見る場面や視点（チェックしてみましょう）

いじめられている子どもの変化

（参考）いじめのサイン 発見シート 監修 森田洋司 氏

朝（登校前）

- 朝起きてこない。布団からなかなかでてこない。
- 朝になると、体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 登校をしぼる。
- 遅刻が多い。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕（下校後）

- 勉強しなくなる。集中力がない。
- お金を持ち出したり、ひんぱんに要求したりする。
- イライラしたり、おどおどしたり、落ち着きがない。
- 遊びのなかで笑われたり、からかわれたりしている。
- 親しい友だちが遊びに来ない、遊びに行かない。

1日を通して

- よくため息をつく。元気がない。覇気がない。
- 服が汚れていたり、やぶられていたりする。
- 部屋にこもりがちで、家族と話そうとしない。
- イライラしたり、おどおどしたり、落ち着かない。

夜（就寝前）

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- 学校や友達の話題が減った。
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- 理由をはっきり言わないあざや傷あとがある。

夜間（就寝後）

- 寝つけが悪かったり、眠れなかったりする。
- 学校で使うものや持ち物がなくなったりする。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。

パソコン・スマホの使い方

- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- パソコンやスマホをもったら家族から離れることが多い。
- パソコンやスマホの使用時間が以前より長くなった。
- パソコンやスマホを使用しているときの表情が暗い。

パソコンやスマホの使い方が変わってきた場合は、インターネットでのトラブルに巻き込まれている可能性があります。

いじめている子どもの変化

- 暴力的な言動や友だちを中傷する言動がある。
- お金の使い方が派手になる。
- 普段持っていない物を持っている。与えたお金以上の物を持っている。
- 時間にルーズになる。
- 言うことを聞かなくなる。

◆特に注意する時期

環境の変化に注意！

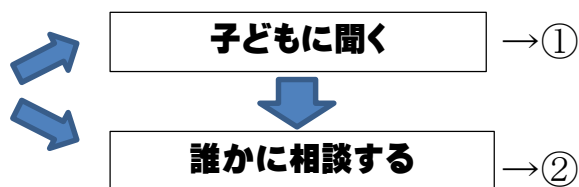
新年度はクラス替えなどで、子どもにとって環境が大きく変わる時期です。学校生活を楽しく過ごさせているか注意をしましょう。

休み明けの変化に注意！

長期休業があける時期に、登校をしぼったり元気がなくなったりしていないか、子どもの様子に注意をしましょう。

チェックリストの一つでも当てはまることがあれば、いじめに遭っているかもしれません。または、いじめをしているかもしれません。

**そんな変化が見られたときは・・・
大切なことは、気づいたら、すぐに行動**



①

子どもに聞く

と選択したら

ア 心の整理(深呼吸をして落ち着いてから)

子どもは、家族に気付いてほしい気持ちもあります。そのため、子どもが固くならないよう、まずは、家族が感情的にならないことが大切です。

子どもの気持ちを受け入れるよう心がけることが大切です。子どもが自分の気持ちを分かってほしい一番の存在は家族なので、聞いてくれると分かったら話してくれます。

イ 状況の把握

家族の心の準備ができたなら、最近の様子について心配であることを伝え、子どもの気持ちを聞き、受け入れながら、事実確認を行います。その際、「だからあなたは、いじめられるんだ」と責めたり、結論を急いだりせず、じっくり待ちながら聞きましょう。

ウ 子ども気持ちを聞く

【いじめられている場合】

- ・子どもは、「親に心配をかけたくない」「自分の尊厳を守る(恥ずかしさやつらさ)」「親に話すことでさらにいじめられるのが怖い」などの理由で、なかなか言えない心理状態にあることを理解し、子どもの気持ちを想像しながら聞きましょう。
- ・問い詰めたりせず、子どもが自ら話せる雰囲気心がけましょう。それから「自分の気持ちを話すこと」「どうしたいのか」を聞き出すことが大切です。
- ・「あなたが大切である」「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心感をもたせましょう。

【いじている場合】

- ・問い詰めるのではなく、「どうして、いじめてしまったのか」の気持ちを引き出しましょう。
- ・いじめるという行動は、自分が抱えている不安感や恐怖感、ストレスなどから逃れるために現れる場合があります。その処理の仕方が間違っていることを理解させ、その不安感などを取り除くための方法等を、家族も一緒に考えていくことが大切です。
- ・上記を踏まえたうえで、ささいなことであっても、いかなる理由や事情があっても、人を傷つける行為は絶対に許されないことを認識させることが大切です。

エ 子どもを安心させる(いじめられている場合も、いじている場合も)

- ・話をしてくれて家族としてうれしかったこと、今後見守っていくことなどを子どもに伝え、安心させてあげてください。
- ・学校や関係機関等に相談し協力を求めることで、解決につなげていくことを子どもに伝え、納得させてから相談することが望ましいです。子どもが相談することを拒む場合は、関係機関等へ連絡する際に子どもが相談を拒んでいることを必ず伝えてください。

②

誰かに相談する

子どもに話を聞いたあとは、②誰かに相談するとして次ページにて選択できるようになっていますので、子どもの話の内容等から判断して相談先を決めてください。

②

誰かに相談する

を選択したら

相談先を選択**【学校】（教員）**

子どもとよく関わっているのは学校の先生です。学校の中で子どもと最も身近にいる先生や家族が一番話しやすいと思う先生に相談しましょう。

学級担任・学級副担任・養護教諭・生徒指導主任・人権教育主任・
教育相談担当・管理職・PTA 活動等で関わりが多い先生・
子どもが所属している部活動の顧問の先生

子どもの変化の様子から、子どもの心理状況について相談したい。

スクールカウンセラー（心理の専門家）

【相談できる専門機関】

学校ではないので、匿名でも相談ができます。専門的な見方やアドバイスなどをもらうことができます。家族のことで心配なこと、気づいたことを早く相談すると、早く解決できます。下記の機関に気軽に相談しましょう。

いじめ問題やその他の子どものSOS全般について「24時間子どもSOSダイヤル」		0120-0-78310 <small>なやみ言おう</small>
子どもに気になる変化がある	心の教育センター <small>※建替工事による移転のため、令和2年8月に電話番号が変更になります。</small>	088-866-0900
	中央児童相談所	088-821-6700
	幡多児童相談所	0880-37-3159
子どもに気になる行動がある	療育福祉センター	088-844-1247
ネットについての悩み・非行問題	少年サポートセンター「ヤングテレフォン」	088-822-0809
非行や子ども同士のトラブルなど	市町村少年補導育成センター等	各市町村
思春期の性	高知県思春期相談センター（PRINK）	088-873-0022

【その他の機関】

専門性が求められる相談内容のときや、緊急を要するときに連絡しましょう。

犯罪に関すること	各警察署	最寄りの警察署
法に関すること	高知弁護士会	088-872-0324
人権問題に関すること	高知地方法務局	0120-007-110

連絡を受けた学校や関係機関等は、相談内容によっては、子どもや家族の同意を得たうえで、他の関係機関につないだり、連携して取り組む場合があります。その際は、子どもや家族の思いを尊重しながら情報共有し、解決に向けた道筋がつけられるようにしてくれます。